



滋賀県議会議員

奥村よしまさ

Okumura Yoshimasa Kensei Report

県政レポート



Vol.23
平成25年1月 発行

元気が一番!「地域経済・復活元年」を目指して!

滋賀県から新たに誕生した4人の衆議院議員と共に滋賀・草津の発展に全力を尽くします。

新年あけましておめでとうございます。昨年末の衆院選では、自民党が単独で過半数を大きく上回る議席を獲得し、政権奪還を果たしました。

我が滋賀県でも、4選挙区全てで自民党の公認候補が当選を果たされ、自民党選出空白県を返上することになりました。

この4人は全員が公募選出された候補者で、これからの日本を担う政治家として能力も経験も将来性も申し分ありません。

本格的に動き出した安倍政権の下、私は滋賀県議会議員として4人の国会議員と連携し、地域の声を国政に届け、地域経済の発展、地域の課題解決のために全力を尽くします。

新しい平成25年が、滋賀県にとって「地域経済・復活元年」となるよう、取り組んで参りますので、どうか皆様からのご理解をよろしくお願い申し上げます。県民皆様の「元気」のために、今年もがんばります!



政党党首と知事の兼任問題で迷走した嘉田知事の政治姿勢を問いました。

12月26日、滋賀県知事の党代表との兼務解消を求める決議が、滋賀県本会議で可決されました。私は会派を代表し、本決議に対する賛成討論を行いました。



日本国憲法では「日本国民は正統に選挙された国会における代表者を通じて行動し、(略)国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は「国民の代表者」がこれを行行使し、その福利は国民がこれを享受する」とされています。

国民の代表者とは国会議員です。日本国民は国会議員を通じて国政に参加しているのです。嘉田知事は、去る衆院選において日本未来の党を結党し、滋賀県知事のまま党首となりましたが、選挙による信託を受けていない党首が、信託を受けた国会議員を統括するのは、日本国憲法の精神に反すると考えます。

日本維新の会の石原代表は都知事の職を辞し、自らが選挙に出馬し国政に参画する道を選ばれました。より良い日本にしたいという思いは石原代表も嘉田知事も同じかもしれませんが、両者には大きな違いがあります。

地方自治法147条でも「知事は都道府県を統括し、県民の福祉向上と県政の発展のため、その全力を尽くして職務に専念する」ことが求められており、知事に県政運営を託した有権者に対する政治的・道義的な義務があります。

「知事と政党代表者の兼務は憲法上疑義があること」「滋賀県の利益を優先する知事と国家全体の奉仕者たるべき国会議員の責務との矛盾」などの点について、答弁を求めてきましたが、私たち議員も「疑問・不安・矛盾」を解消することができませんでした。

今回の議会は14人の質問者のうち、10名がこの問題を取り上げた事も、嘉田知事への不審が党派を超えて広がっていた証といえます。一方で、県議会の限られた時間の多くをこの問題で費やしたことが、滋賀県にとって大きな損失であります。

結果的に日本未来の党は分裂し所属議員1名の政治団体となり、1月4日、嘉田知事は「県議会の決議を重く受け止め、政治団体の代表の役割を後任に譲る」ことを表明されました。

これからも、憲法の精神や法律に基づき、嘉田知事の政治姿勢が県民全体の利益に反しないように、滋賀県議会として果たすべき役割をしっかりと果たしていきたいと思います。

12月3日の代表質問を通じて、嘉田知事の政治姿勢を追及いたしました。(抜粋・要約)



- ・国益と県益、他の府県と滋賀県の利益が反する場合、どちらを優先させるのか。
- ・一党一派の長では、多くの県民の意見を聞き入れることができなくなるのでは。
- ・かねて不偏不党が信条であると主張してきたが、これを撤回したと解釈してよいのか。
- ・今後、議会の全ての会派と敵対関係に陥る事態にならないのか。
- ・県のリーダーとして嘉田知事を選んだ県民に、どう説明するのか。市町長に、どう説明するのか。
- ・首長と国会議員の兼職を禁じた地方自治法の規定・趣旨をどう解釈しているのか。
- ・知事は、全力を尽くして県の職務に専念すべきであるが、どう考えているのか。
- ・休日や勤務時間外であっても、政党の職務に時間や労力をさくとは、県政を軽く見ているのか?
- ・知事なのか、党首なのか、どちらが本務なのか。
- ・知事としての行動か、党首としての行動か、どう判断すればよいのか。
- ・政務秘書、電話やFAX、県庁舎や知事公舎の利用に問題はないか。
- ・政務による不在時、県に災害が発生した場合どう対応するのか。
- ・県政運営に支障を来した場合、党首を辞するのか、知事を辞するのか。



滋賀県議会議員
環境・農水常任委員会 委員
議会運営委員会 委員
行財政対策特別委員会 委員

事務所 〒525-0041 草津市青地町962-15 サンハイム東草津1F TEL:077-567-1500 FAX:077-567-1588
自宅 〒525-0042 滋賀県草津市山寺町477 TEL・FAX:077- 562-4841

奥村 芳正

<http://www.genki-shiga.jp>

活動日記毎日更新中!

携帯でも
発信しています! →



あなたの^声を県政に！ いのちとくらしを守ります

編集・発行／自由民主党・滋賀県議会議員団

LIBERAL & DEMOCRATIC
自由民主党

滋賀県議会議員団

県議会レター

あなたの^声を国政に!!

先の総選挙におきましては私たち自由民主党への多大なるご支援を頂き有難うございました。3年3ヶ月あまりの民主党政権により政治の停滞を招き、国政は混乱に陥りました。

日本が危機的な状況になった中で、「安定した信頼できる政治」を県民の皆様が選択されたと思っております。自由民主党に与えられた「期待」に滋賀県から応えるよう今後も活動してまいります。



県益を損なう嘉田知事の行動に苦言！

嘉田知事が、11月末に突然、国政政党をめざした「日本未来の党」を自らが立ち上げ、党首に就任したことは皆さんご承知のことだと思います。

滋賀県という地方自治体のトップである知事が、選挙戦の12月4日から15日の間、立ち上げた党の候補者の応援のために滋賀を離れ国内各地を駆けまわっていました。

もとより、滋賀県が抱える多くの行政課題には、我々議員も含めて日々時間を惜しんで取り組まねばなりません。12月は、来年度の予算編成など特に重要な時期であるにも関わらず、知事不在は行政推進上も支障をきたし、職員からも不安や不満の声を聴いています。

また、12月12日に北朝鮮が人工衛星と称したミサイルを発射しましたが、国あげての危機管理体制が布かれていたときにも、知事は、未来の党の候補者応援のため県庁を留守にし、公務なし

とされていました。

滋賀県の危機管理上もトップである知事のこうした行動は、県民の安全と安心を守る立場の知事の職務を全うできていないと言っても過言ではありません。

知事や議員は、県政運営において県民から選挙により負託を受けており、その県政を全力で全うし、県民の福祉の向上を目指さなければなりません。

このたびの知事の行動について、私たち自由民主党滋賀県議会議員団は、知事と党首を兼務することに対して、県益を損なうことがあっても、決して県益にプラスとなることはないとは断言させていただきます。



皆様の^声を県政に届けるため
25名全力で
頑張っています。



みうら はるお
三浦 治雄(6)
栗東市



つじむら まさる
辻村 克(5)
米原市



よしだ せいいち
吉田 清一(5)
野洲市



やもり しげき
家森 茂樹(5)
甲賀市



あかほり よしつぐ
赤堀 義次(4)
米原市



さ の たかのり
佐野 高典(4)
大津市



やまだ かずひろ
山田 和廣(3)
草津市



う が たけし
宇賀 武(3)
東近江市



いしだ ゆうすけ
石田 祐介(3)
高島市



にしむら ひさこ
西村 久子(2)
彦根市



の だ ふじお
野田 藤雄(2)
長浜市



おくむら よしまさ
奥村 芳正(2)
草津市



こてら ひろお
小寺 裕雄(2)
東近江市



かわしま りゅうじ
川島 隆二(2)
長浜市



たかぎ けんぞう
高木 健三(1)
近江八幡市



ほそえ まさと
細江 正人(1)
彦根市



う の たかし
宇野太佳司(1)
愛知郡



とみだ ひろあき
富田 博明(1)
甲賀市



やまもと しんいち
山本 進一(1)
大津市



いわさ ひろあき
岩佐 弘明(1)
守山市



おおの わさぶろう
大野和三郎(1)
犬上郡



あおき やすひろ
青木 甚浩(1)
長浜市



ありむら くにとし
有村 國俊(1)
近江八幡市



めかた しんご
目片 信悟(1)
大津市



さとう けんじ
佐藤 健司(1)
大津市

()内は期数

会派活動 私たちは日々様々な活動を行っています。



市町・友好団体からの要望聴取風景



野洲養護学校への増築問題について



職員手当の改革について勉強会(神奈川県、総務省)